

産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定基準

制 定	平成18年7月19日	18農航発第625号
一部改正	平成22年7月 1日	22農航発第470号
一部改正	平成27年12月3日	27農航発第418号
一部改正	平成29年6月14日	29農航発第393号

第1章 総 則

1 目的

この基準は、「産業用無人航空機運用要領」（平成2年5月15日付け2農航発第130号）第7の規定に基づき、産業用無人ヘリコプター（以下「無人ヘリ」という。）を、安全かつ適正に利用するために従事する産業用無人ヘリコプターオペレーター（以下「オペレーター」という。）の育成を的確に行うことを目的とする。

2 定義

この基準において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 技能区分

前後進飛行技能：前進飛行の後、機体の向きを変えずに横移動し、後退して作業する飛行技術

対面飛行技能：前進飛行の後、機体の向きを変えて移動し、前進して作業する飛行技術

高所飛行技能：林木、果樹の樹冠上等、地上10～20mに相当する位置において作業する飛行技術（I種無人ヘリに限る）

上空飛行技能：地上150m以内における、農林水産業に係わる調査等のための飛行技術

(2) オペレーター並びに指導員

オペレーター：この基準第2章により、オペレーター認定を受けた者

指導員：オペレーター認定を受けた者のうち、この基準第3章により、指導員の認定を受けた者

第2章 オペレーターの教習並びに技能認定、認定証の交付

3 オペレーター教習の受講

オペレーターとして、一般社団法人農林水産航空協会長（以下「協会長」という。）の認定を受けようとする者は、この基準4の規定による要件を満たすとともに、協会長が指定した産業用無人ヘリコプター教習施設（以下「教習施設」という。）において、所定の操作実技教習及び学科教習を受けなければならない。

4 オペレーター教習受講資格要件

次の各項を満たしていると認められる者

- ①年齢：この基準7（1）の規定に定める認定推薦状の提出時において、満16才以上であること
- ②視力・聴力：正常であること（矯正器具の使用により、正常と同等と認められるものを含む）
- ③運転免許証その他身分を証明できる公的な書類（又はその写し）が提出できること
- ④心身ともにオペレーターとしての適性があると認められること

5 教習施設における教習内容

教習施設は、次項の教習を行う。

- (1) 教習は、操作実技教習及び学科教習とする。
- (2) 操作実技教習は、無人ヘリを使用して農林水産業の諸作業を行うために必要な技術等、次の項目とする。
 - ①無人ヘリ及び散布装置の操作に関すること
 - ②無人ヘリ及び散布装置の取扱いに関すること
 - ③その他、必要な事項
- (3) 学科教習は、無人ヘリを使用して農林水産業の諸作業を行うために必要な知識等、次の項目とする。
 - ①農林水産航空事業に関すること
 - ②病虫害・雑草防除等無人ヘリ利用技術に関すること
 - ③農薬の安全使用に関すること
 - ④無人ヘリの運用管理に関すること
 - ⑤機体の取り扱い及び安全使用に関すること
 - ⑥その他、必要な事項

6 技能認定の推薦

教習施設を管理する責任者（以下「施設管理責任者」という。）は、操作実技及び学科教習の修了を見極めた者について、「産業用無人ヘリコプターオペレーター教習修了者認定推薦状」（様式1）（以下「認定推薦状」という。）を協会長に提出するものとする。

7 技能認定及び技能認定証の交付

- (1) 協会長は、施設管理責任者から提出された認定推薦状に基づき、オペレーターとして認定したときは、「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証」（様式2）（以下「技能認定証」という。）を交付するものとする。この場合、協会長は、予め農林水産航空技術企画委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞くものとする。

- (2) 技能認定証には、「操作機種」並びに「技能区分」を記載するものとする。
- (3) 技能認定証の記載事項に変更を生じたときは、施設管理責任者は、「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証変更申請書」(様式3)に技能認定証を添え、すみやかに協会長に提出するものとする。
- (4) オペレーターは無人ヘリを操作するときは、技能認定証を携帯するものとし、関係者からの求めに応じ、これを提示するものとする。

8 技能認定証の有効期限

- (1) 技能認定証の有効期限は、交付日から5年とする。ただし、この基準9(1)の規定により更新したときは、更新前の技能認定証の有効期限の翌日から5年とする。
- (2) 技能区分の拡張又は操作機種の拡張により書き替えた技能認定証の有効期限は、書き替え前の認定証の有効期限とする。
- (3) この基準11(3)の規定により更新したときは、更新前の技能認定証の有効期限の翌日から5年とする。

9 技能認定証の更新

- (1) 技能認定証の交付を受けた者は、技能認定証の有効期限内に、更新研修を受けるものとする。この場合、更新研修は、有効期限の2年前から受けられるものとする。
- (2) 技能認定証に記載された操作機種が、登録抹消された場合の更新はできないものとする。
- (3) 更新研修の内容は、無人ヘリの制度、技術、安全対策その他の事項についての最新の知見に係わる事項とする。基本カリキュラムは協会長が別に定める。
更新研修にあつては、操作技能確認を受けることが望ましい。
- (4) 更新研修は、先に推薦を受けた教習施設で受講するものとする。やむを得ぬ事由により当該教習施設で更新研修を受けることができないときは、他の教習施設で受講することができるものとする。
- (5) 更新手続きは、更新研修を受けた教習施設を経由して、すみやかに行うものとする。
- (6) 教習施設は、必要に応じて技能認定証更新時期の通知等を行うものとする。
- (7) 施設管理責任者は、更新研修修了者について、「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証更新研修報告書」(様式4)を協会長に提出するものとする。
- (8) 協会長は、施設管理責任者から提出された技能認定証更新研修報告書に基づき、更新した技能認定証を交付するものとする。
- (9) 技能認定証を更新しない者は、先に推薦を受けた教習施設を経由して、「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証返還届」(様式5)を、協会長に提出するものとする。

1 0 技能区分の拡張又は操作機種 of 拡張

- (1) 技能区分の拡張又は操作機種 of 拡張を行おうとするときは、施設管理責任者は、それぞれについての操作実技教習を行い、修了した者について「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証変更申請書」(様式3)を、協会長に提出するものとする。
- (2) 協会長は、施設管理責任者から(1)の変更申請書の提出があったときは、変更後の技能認定証を交付するものとする。
- (3) 高所飛行技能への拡張は次のとおりとする。
 - ①高所飛行技能の資格要件は、対面飛行の技能認定後2年以上の実務経験があり、かつ、300ha以上の無人ヘリ利用作業経験がある者とする。
 - ②高所飛行技能へ拡張しようとする者は、「産業用無人ヘリコプターオペレーター高所飛行技能認定申請書」(様式6)を協会長に提出し、協会長が開催する「高所飛行技能認定会」において技能確認を受けるものとする。
 - ③協会長は、②の規定により提出された関係書類及び、高所飛行技能認定会からの報告に基づき、適当であると認めるときは、高所飛行技能の拡張を行うものとする。
 - ④高所飛行技能認定会は、経験、資質ともに優れた者であるとして協会長が委嘱した者、3名以上で構成する。

1 1 失効者及び救済措置

- (1) 技能認定証の有効期限が過ぎた者は、失効者として機体の操作は行えないものとする。
- (2) 失効者に対して、当該施設管理責任者は、更新の意志を文書等で確認するものとする。
- (3) やむを得ぬ事由により、失効した者は、失効後3年以内に更新研修を受け、更新を申請することができるものとする。
- (4) この基準9(2)の規定に該当する技能認定証を有する者は、失効後3年以内に、この基準10の規定による操作機種 of 拡張をすれば更新できるものとする。
- (5) 失効後3年を超える者が、再び認定を受けようとするときは、この基準3の規定によるものとする。

1 2 技能認定証の滅失、汚損

- (1) 技能認定証を滅失又は汚損したときは、施設管理責任者経由して、すみやかに協会長に「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証再交付願」(様式3)を提出するものとする。
- (2) 協会長は、(1)の再交付願を受理したときは、技能認定証を再交付する。

1 3 技能認定の取り消し

協会長は、オペレーターが次の要件に該当すると認めるときは、認定を取り消し、認定証の返還を求めることができる。この場合、協会長は、当該オペレーターの弁明並びに委員会の意見を聞かなければならない。

- ① 無人ヘリを他の用途に使用し、または適切でない操作を行い、第三者に重大な危険を感じさせ、または物件に重大な損害を与えたとき。
- ②その他、オペレーターとして好ましくない行為を行ったとき。

第3章 指導員の認定並びに認定証の交付

1 4 指導員の認定資格要件

I種無人ヘリ又はII種無人ヘリ技能認定証取得後、2年以上の実務経験があり、かつ、300h以上の無人ヘリ利用作業経験があること。

1 5 指導員認定会

- (1) 指導員の認定を受けようとする者は、協会長が開催する指導員認定会を受検するものとする。
- (2) 指導員認定会は、経験、資質ともに優れた者であるとして協会長が委嘱した者、3名以上で構成する。
- (3) 指導員認定会は、操作実技及び学科研修並びにその効果確認を行うものとする。
- (4) 操作実技は、次の項目について行うものとする。
 - ①基本演技
 - ②飛行技術
 - ③総括技術
 - ④その他、必要な事項
- (5) 学科研修は、次の項目について行うものとする。
 - ①無人ヘリに係わる技術に関すること
 - ②機体特性に関すること
 - ③操作実技指導法に関すること
 - ④関係法令に関すること
 - ⑤農薬等の安全使用に関すること
 - ⑥その他、指導員としての資質向上に関すること

1 6 指導員認定受検の申請

指導員の認定を受けようとする者は、「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定申請書」（様式7）を協会長に提出するものとする。

1 7 指導員認定証の交付

- (1) 協会長は、この基準 1 6 の規定による関係書類及び、指導員認定会からの報告に基づき、指導員として適当であると認めたときは、「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証」(様式 8) (以下「指導員認定証」という。)を交付するものとする。この場合、協会長は、予め委員会の意見を聞くものとする。
- (2) 指導員は、教習施設において教官の管理のもとに操作実技の指導を行うとき、又は、無人ヘリを操作するときは、指導員認定証を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示するものとする。
- (3) 技能区分の拡張又は操作機種 of 拡張を行おうとする者、並びに指導員認定証の記載事項に変更を生じた者は、「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証変更申請書」(様式 9) に、指導員認定証を添えて、すみやかに協会長に提出するものとする。
- (4) 協会長は、指導員から提出された (3) の変更申請書に基づき、変更を認めた場合は、変更後の指導員認定証を交付するものとする。
- (5) 高所飛行技能への拡張を行おうとする者は、この基準 1 0 (3) ②及び③の規定によるものとする。

1 8 指導員認定証の有効期限

指導員認定証の有効期限は、この基準 8 の規定を準用する。

1 9 指導員認定証の更新

- (1) 指導員認定証の交付を受けた者は、指導員認定証の有効期限内に、無人ヘリに係る制度、技術、安全対策等についての最新の知見に係る指導員更新研修を受講するものとする。この場合、更新研修は、有効期限の 2 年前から受けられるものとする。
- (2) 指導員更新研修は、協会長が開催し、施設管理責任者を經由して該当者に通知するものとする。
- (3) 指導員認定証に記載された操作機種が、登録抹消された場合の更新はできないものとする。
- (4) 施設管理責任者は、指導員更新研修を受けようとする者を取りまとめ、協会長に「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員更新研修受講申込書」(様式 1 0)を提出するものとする。
- (5) 協会長は、施設管理責任者から提出された指導員更新研修受講申込書による受講者に対し、研修終了後に更新した指導員技能認定証を交付するものとする。

2 0 失効者及び救済措置

- (1) 指導員認定証の有効期限が過ぎた者は、失効者として機体の操作並びに操作実技指導は行えないものとする。

- (2) やむを得ぬ事由により、失効した者は、失効後3年以内に更新研修を受け、更新を申請することができるものとする。

2.1 指導員認定証の返還

- (1) 指導員認定証を更新しない者は、「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証返還届」(様式1.1)(以下「指導員認定証返還届」という。)を、協会長に提出するものとする。
- (2) 協会長は、失効者に対して「指導員認定証返還届」の提出を求めることができるものとする。
- (3) 指導員が、指導員認定証返還後もなおオペレーターとして無人ヘリを操作しようとするときは、施設管理責任者は、「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証変更申請書」(様式3)により、技能認定証の変更を申請するものとする。

2.2 指導員認定証の滅失、汚損

指導員認定証を滅失又は汚損した者は、すみやかに協会長に「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証再交付願」(様式9)を提出し、再交付を受けるものとする。

2.3 指導員認定の取り消し

協会長は、指導員が次の要件に該当すると認めるときは、指導員の認定を取り消し、指導員認定証の返還を求めることができる。この場合、協会長は、関係施設管理責任者の意見の聴取及び当該指導員の弁明並びに委員会の意見を聞かければならない。

- ①指導員として好ましくない行為を行ったとき。
- ②指導員として適切でないと認められるとき。
- ③この基準1.3①及び②の規定に該当するとき。

産業用無人ヘリコプターオペレーター教習修了者認定推薦状

(一社) 農林水産航空協会長 殿

住 所
 教習施設名
 施設管理責任者名 ⑩
 電話番号

下記の者は、当教習施設における教習を修了し、産業用無人ヘリコプターを適正に操作ができることを確認しましたので推薦します。

記

※整理番号

区 分		摘 要	
1	氏名・性別	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
2	生年月日	昭和・平成	年 月 日生
3	住 所	〒	
4	電話番号	() -	
5	所属(勤務先)		
6	操作機種		
7	技能区分	<input type="checkbox"/> 前後進飛行 <input type="checkbox"/> 対面飛行	
8	教習修了日	平成 年 月 日	
9	農薬士等の資格名称		

添付書類 1. 本人の写真1葉(鮮明であること、上半身、脱帽、3cm×2.5cm)

※裏面に氏名を必ず記入のこと。

2. 運転免許証など公的書類の写しで本人を証明できるもの
3. 技能確認成績表と学科試験解答用紙
4. 別紙-1(認定者一覧)、別紙-2(写真台帳)添付

様式 2 (技能認定基準7の(1))

産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証

(表)

産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証	
氏名	S・H ・ ・ 生
住所	
認定証番号	— 一般社団法人農林水産航空協会
交付年月日	H ・ ・
有効期限	H ・ ・
技能区分・操作機種	
	写 真

(裏)

注 意 事 項
1. 無人ヘリを操作するときは、技能認定証を携帯して下さい。
2. 認定証の有効期限の2年前から、更新研修を受けることができます。
3. 操作機種が登録抹消された機種での更新はできません。継続するときは、機種拡張して下さい。

様式 3 (技能認定基準7の(3)、10の(1)、12、21(3))

年 月 日

- 産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証変更申請書
 産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証再交付願

(一社) 農林水産航空協会長 殿

住 所
 教習施設名
 施設管理責任者名 ⑧
 電話番号

下記の者より、産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証の記載事項について変更等依頼がありましたので、関係書類を添え申請します。

記

※整理番号

区 分	摘 要
1 申請内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 再交付
2 再交付依頼理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> 破損・汚れ等 <input type="checkbox"/> その他
3 認定証番号	—
4 氏名・性別	フリガナ <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
5 生年月日	昭和・平成 年 月 日生
6 住 所	〒
7 電話番号	() —
8 所属(勤務先)	
9 拡張操作機種	
10 拡張技能区分	<input type="checkbox"/> 対面飛行
11 教習修了日	平成 年 月 日
12 既操作機種	
13 既技能区分等	<input type="checkbox"/> 前後進飛行 <input type="checkbox"/> 対面飛行 <input type="checkbox"/> 高所飛行 <input type="checkbox"/> 指導員
14 その他特記事項	

区分欄の該当事項の番号に「○」印の上、内容記入。

添付書類 1. 本人の写真1葉(鮮明であること、上半身、脱帽、3cm×2.5cm)

※裏面に氏名を必ず記入のこと。

2. 運転免許証など公的書類の写しで本人を証明できるもの
 3. 技能確認成績表 4. 技能認定証(紛失以外)
 5. 別紙-1(認定者一覧)、別紙-2(写真台帳)添付

- ※ 技能認定証再交付申請の場合、上記添付書類の1、2、5を添付
 ※ 技能区分の拡張と操作機種拡張申請の場合、上記添付書類の1、3、4、5を添付
 ※ 指導員が、指導員認定証返還後もなおオペレーターとして無人ヘリを操作しようとする者は、本様式を提出すること
 ※ 住所・氏名の変更の場合は、別紙-3により「変更届」のみ提出すること

様式 4 (技能認定基準9の(7))

年 月 日

産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証更新研修報告書

(一社) 農林水産航空協会長 殿

住 所

教習施設名

施設管理責任者名

⑩

電話番号

産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証の更新研修を修了しましたので、関係書類を添え報告します。

添付書類

1. 技能認定証
2. 別紙-1 (認定者一覧)、別紙-2 (写真台帳) 添付

様式 5 (技能認定基準9の(8))

年 月 日

産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証返還届

(一社) 農林水産航空協会長 殿

認定証番号

オペレーター氏名

⑩

住 所

教習施設名

施設管理責任者名

⑩

電 話 番 号

私は、下記の理由で、産業用無人ヘリコプターオペレーターとして従事しないので、技能認定証を添えて届出いたします。

記

1. 理 由

2. そ の 他

※技能認定証貼付欄

(認定証が無い場合はその理由)

年 月 日

産業用無人ヘリコプターオペレーター高所飛行技能認定申請書

(一社) 農林水産航空協会長 殿

受検申請者名

印

記

※整理番号

区 分		摘 要	
1	認定証番号	—	
2	氏名・性別	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
3	生年月日	昭和・平成	年 月 日生
4	住 所	〒	
5	電話番号	()	—
6	所属(勤務先)		
7	受検時の機種		
8	既操作機種		
9	既認定証区分 (対面飛行に限る)	<input type="checkbox"/> オペレーター	<input type="checkbox"/> 指導員
10	事業実施経歴	約	h a
11	その他特記事項		

上記の者は、産業用無人ヘリコプターオペレーター高所飛行技能認定を受検する技能等を有する者であることを認め推薦します。

住 所

教習施設名

施設管理責任者名

電話番号

印

添付書類 1. 本人の写真1葉(鮮明であること、上半身、脱帽、3cm×2.5cm)

※裏面に氏名を必ず記入すること。

2. 技能認定証

3. 別紙-1(認定者一覧)、別紙-2(写真台帳)添付

産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定申請書

(一社) 農林水産航空協会長 殿

受検申請者名

㊟

記

※整理番号

区 分		摘 要	
1	認定証番号	-	
2	氏名・性別	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
3	生年月日	昭和・平成	年 月 日
4	住 所	〒	
5	電話番号	()	-
6	所属(勤務先)		
7	受検時の機種		
8	既操作機種		
9	既技能区分	<input type="checkbox"/> 前後進飛行 <input type="checkbox"/> 対面飛行 <input type="checkbox"/> 高所飛行	
10	事業実施経歴	約 h a	
11	農薬士等の資格名称		
12	その他特記事項		

上記の者は、産業用無人ヘリコプター指導員操作技術認定会を受検する技能等を有する者であることを認め推薦します。

住 所

教習施設名

施設管理責任者名

㊟

電話番号

添付書類 1. 本人の写真1葉(鮮明であること、上半身、脱帽、3cm×2.5cm)

※裏面に氏名を必ず記入すること。

2. 技能認定証 3. 別紙-1(認定者一覧)、別紙-2(写真台帳)添付

様式 8 (技能認定基準17(1))

産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証

(表)

産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証	
氏名	S・H ・ ・ 生
住所	
認定証番号	— 一般社団法人農林水産航空協会
交付年月日	H ・ ・
有効期限	H ・ ・
技能区分・操作機種	
	写 真

(裏)

注 意 事 項
1. 無人ヘリを操作するときは、指導員認定証を携帯して下さい。
2. 指導員認定証の有効期限の2年前から更新研修を受けることができます。
3. 操作機種が登録抹消された機種での更新はできません。継続するときは、機種拡張して下さい。

- 産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証変更申請書
 産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証再交付願

(一社) 農林水産航空協会長 殿

申請者名 ㊟

記

※整理番号

区 分	摘 要
1 申請内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 再交付
2 再交付依頼理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> 破損・汚れ等 <input type="checkbox"/> その他
3 認定証番号	—
4 氏名・性別	フリガナ <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
5 生年月日	昭和・平成 年 月 日生
6 住 所	〒
7 電話番号	() —
8 所属(勤務先)	
9 拡張操作機種	
10 拡張技能区分	<input type="checkbox"/> 対面飛行
11 教習修了日	平成 年 月 日
12 既操作機種	
13 既技能区分	<input type="checkbox"/> 前後進飛行 <input type="checkbox"/> 対面飛行 <input type="checkbox"/> 高所飛行
14 農薬士等の資格名称	

上記の者より、産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証の記載事項について変更依頼がありましたので、関係書類を添え申請します。

住 所

教習施設名

施設管理責任者名 ㊟

電話番号

区分欄の該当事項の番号に「○」印の上、内容記入

添付書類 1. 本人の写真1葉(鮮明であること、上半身、脱帽、3cm×2.5cm)

※裏面に氏名を必ず記入のこと。

2. 運転免許証など公的書類の写しで本人を証明できるもの

3. 技能確認成績表 4. 指導員認定証(紛失以外)

5. 別紙-1(認定者一覧)、別紙-2(写真台帳)添付

※ 技能認定証再交付申請の場合、上記添付書類の1、2、5を添付

※ 技能拡張、機種拡張の場合、上記添付書類の1、3、4、5を添付

※ 住所・氏名の変更の場合は、別紙-3により「変更届」のみ提出すること

様式 10 (技能認定基準19の(4))

年 月 日

平成 年度 産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員更新研修受講申込書

(一社) 農林水産航空協会長 殿

住 所

教習施設名

施設管理責任者名

⑩

電話番号

産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員更新研修受講申請者の関係書類を添えて提出します。

添付書類

1. 指導員認定証
2. 別紙-1 (認定者一覧)、別紙-2 (写真台帳) 添付

様式 11 (技能認定基準21の(1))

年 月 日

産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証返還届

(一社) 農林水産航空協会長 殿

認定証番号

指導員氏名

㊞

住 所

教習施設名

施設管理責任者名

㊞

電 話 番 号

私は、下記の理由で、産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員として従事しないので、指導員認定証を返還いたします。

記

1. 理 由

2. 今後の方向(該当に○印)

①オペレーターとして従事

(様式3「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証変更申請書」添付)

②従事しない(資格登録抹消に異存がない)

③その他

※認定証貼付欄

(認定証が無い場合は、その理由)

別紙-1

- 産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定者一覧
 産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定者一覧
 (申請区分: 新規、 更新、 変更、 拡張、 再発行)

No	名前	認定番号	住所	教習日	備考
1	1N	1No			
2	2N	2No			
3	3N	3No			
4	4N	4No			
5	5N	5No			
6	6N	6No			
7	7N	7No			
8	8N	8No			
9	9N	9No			
10	10N	10No			
11	11N	11No			
12	12N	12No			
13	13N	13No			
14	14N	14No			
15	15N	15No			
16	16N	16No			
17	17N	17No			
18	18N	18No			
19	19N	19No			
20	20N	20No			
21	21N	21No			

※ 様式1、3、4、6、7、9、10に添付

教習施設名 :

月 日 枚中の 枚目

平成 年 月 日

産業用無人ヘリコプターオペレーター・指導員 住所・氏名変更届

住所・氏名に変更が生じた時は、施設管理責任者は本届をすみやかに社団法人農林水産航空協会長に提出してください。

教習施設名

施設管理責任者名

㊞

認定番号	
現在の氏名	
現住所	〒
電話番号	



更後の氏名	
変更後住所	〒
電話番号	

住所・氏名変更に必要な書類(証明する書類のコピーいずれかひとつを添付してください)

- ・運転免許証
- ・住民票（発行日から概ね6ヶ月以内のもの）
- ・外国人登録証明書
- ・健康保険証
- ・官公庁発行の郵便物（発行日から概ね6ヶ月以内のもの）

※この届に経費はかかりませんので、すみやかに変更してください

※本届に記載された個人情報は、本人確認の目的のみに使用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理します。